

農業版ウーマノミクス事業（女性の視点を生かした商品開発支援事業）費
補助金交付要綱

平成28年5月27日決裁

（趣旨）

第1条 県は、農業版ウーマノミクス事業（女性の視点を生かした商品開発支援事業）実施要領（平成28年5月27日農林部長決裁。以下「実施要領」という。）に基づき、承認された事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業者）

第2条 補助の対象となる事業者は、事業実施要領に基づき承認された事業に対し、補助金を交付する県内市町村とする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合等、農林部長が特に必要と認めるものについては、実施要領の別表に掲げる事業実施主体に直接補助することができる。

（補助対象事業等）

第3条 補助の対象となる事業内容、経費及び補助率は実施要領の別表のとおりとする。

（申請書の様式等）

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとするものに対して通知するものとする。

3 規則第4条第1項の申請書を提出するにあたっては、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

（添付書類の省略）

第5条 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（重要な変更の承認手続）

第7条 補助事業者は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表に掲げる

重要な変更の欄に掲げる変更について知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表以外の変更とする。

(補助金の支払)

第8条 補助金の支払方法については、事業の目的及び補助事業者の性質上、必要に応じて概算払ができるものとする。補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第4号の補助金交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

- 2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月20日までのいずれか早い方を原則とする。
- 3 第1項の実績報告書を提出するにあたって、第4条第3項のただし書に該当した補助事業者において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第1項の実績報告書を提出した後に、第4条第3項のただし書に該当した補助事業者において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定通知書)

第11条 規則14条の補助金の額の確定通知は、様式第6号のとおりとする。

- 2 規則14条の補助金の額の確定をするにあたっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類の提出部数は正副2部とする。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

別表

重要な変更
1 事業の中止又は廃止
2 実施要領第4の3に掲げる実施計画の変更

様式第1号（第4条関係）

平成 年度農業版ウーマノミクス事業（女性の視点を生かした商品開発
支援事業）費補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

申 請 者 氏 名 ④
住所

平成 年度農業版ウーマノミクス事業（女性の視点を生かした商品開発支援事業）
費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定によ
り関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 事業の目的と内容

※実施要領に定める別添様式1号の添付資料-1（商品開発等計画）を添付する。

3 経費の配分

事業実施 主体名	事業区分	補助事業に 要する経費	負担区分			備考※
			県 費	市町村費	その他	
	事業費 (1)試作製造経費 (2)成分分析費 (3)販路開拓経費 (4)その他	円	円	円	円	
	計					
	事業費 (1)試作製造経費 (2)成分分析費 (3)販路開拓経費 (4)その他	円	円	円	円	
	計					
	事業費 (1)試作製造経費 (2)成分分析費 (3)販路開拓経費 (4)その他	円	円	円	円	
	計					
	事業費 (1)試作製造経費 (2)成分分析費 (3)販路開拓経費 (4)その他	円	円	円	円	
	計					
	合計					

※：備考欄には、事業実施主体ごと、事業区分ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」）を記入すること。

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金 市町村補助金 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

6 添付資料

- (1) 間接補助金として支出する市町村は、市町村の補助金交付に関する規定、要綱等
- (2) 見積書の写し
- (3) その他特に知事が必要と認めるもの

様式第2号（第6条関係）

平成 年度農業版ウーマノミクス事業（女性の視点を生かした商品開発
支援事業）費補助金交付決定通知書

番 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

令和 年 月 日付け番 号で申請のあった平成 年度農業版ウーマノミクス事
業（女性の視点を生かした商品開発支援事業）費補助金については、下記のとおり交付
する。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合にお
ける補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金額 金 円

3 支払方法

精算払又は概算払とする。

4 経費の配分

経費の配分については、申請書に記載されたとおりとする。

5 補助事業者の責務

補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）
に従わなければならない。

6 条件

- (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を
受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、交付要綱別表の欄に掲げる事業に要する経費の重要な変更該当
する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の
遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければなら
ない。

- (4) 補助事業者は、間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該交付を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (5) この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (6) 補助事業者は、実績報告書を提出するにあたって、各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (7) 補助事業者は、実績報告書を提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(1)から(7)までに掲げる条件に準じて条件を付さなければならない。

様式第3号（第7条関係）

平成 年度農業版ウーマノミクス事業（女性の視点を生かした商品開発
支援事業）費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

申請者 氏 名 ④
住所

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成 年度
農業版ウーマノミクス事業（女性の視点を生かした商品開発支援事業）費補助金につい
て、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

- （注）1 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。この場合、「事業の目的
と内容等」を「変更の理由」と書き換え、添付する別添様式1号の変更部分を
二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 補助金額が増額する場合は、件名を「平成 年度農業版ウーマノミクス事
業（企業等派遣研修事業）費補助金の変更承認及び追加交付申請書」とし、本
文中の「下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請する。」
を「下記のとおり変更の承認及び補助金〇〇〇円の追加交付を受けたいので申
請する。」とすること。

様式第4号（第8条関係）

平成 年度農業版ウーマノミクス事業（女性の視点を生かした商品開発支援事業）費補助金（概算払）交付請求書

令和 年 月 日

様

申請者等 氏 名 ⑩
住所

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定（額の確定）の通知を受けた平成 年度農業版ウーマノミクス事業（女性の視点を生かした商品開発支援事業）費補助金について、下記のとおり（概算払いにより）請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先 (フリガナ) () ()
金融機関名 銀行 支店

預金の種類 普通・当座 口座番号

(フリガナ) ()
口座名義

様式第5号（第10条関係）

平成 年度農業版ウーマノミクス事業（女性の視点を生かした商品開発
支援事業）実績報告書

番 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

申 請 者 氏 名 ㊞
住所

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成 年度
農業版ウーマノミクス事業（女性の視点を生かした商品開発支援事業）が完了したの
で、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記の
とおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金精算額 円

3 事業の成果

※ 商品開発や販路開拓等の成果、連携した企業等との役割分担等を記載する。

4 経費の配分

事業実施 主体名	事業区分	補助事業に 要した経費	負担区分			備考※
			県 費	市町村費	その他	
	事業費 (1)試作製造経費 (2)成分分析費 (3)販路開拓経費 (4)その他	円	円	円	円	
	計					
	事業費 (1)試作製造経費 (2)成分分析費 (3)販路開拓経費 (4)その他	円	円	円	円	
	計					
	事業費 (1)試作製造経費 (2)成分分析費 (3)販路開拓経費 (4)その他	円	円	円	円	
	計					
	事業費 (1)試作製造経費 (2)成分分析費 (3)販路開拓経費 (4)その他	円	円	円	円	
	計					
	合計					

5 事業完了年月日

6 収支決算

(1) 収入の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金 市町村補助金 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

様式第6号（第11条関係）

平成 年度農業版ウーマノミクス事業（女性の視点を生かした商品開発
支援事業）費補助金交付額確定通知書

番 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした平成 年度農
業版ウーマノミクス事業（女性の視点を生かした商品開発支援事業）費補助金について
は、令和 年 月 日付け番 号で提出のあった実績報告書等に基づき補助金等の交
付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |